

平成 29 年度

事業計画書

社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会



## 目 次

基本方針 .....	1
平成 29 年度重点目標 .....	2
I 地域福祉活動の推進 .....	3
II 介護福祉サービスの充実 .....	4
III 福祉の開拓者として .....	5
事業計画	
総務課 法人運営事業 .....	6
センター受託管理運営事業 .....	7
安芸高田市共同募金委員会事務事業 .....	7
日本赤十字社広島県支部 安芸高田市地区事務事業 .....	8
地域福祉課	
地域福祉事業 .....	9
介護福祉 1 課	
介護福祉事業.....	15
介護保険事業.....	16
障害者自立支援事業.....	19

移動支援サービス事業.....	20
-----------------	----

## 介護福祉 2 課

生活支援事業.....	21
-------------	----

介護保険事業.....	21
-------------	----

障害者自立支援事業.....	23
----------------	----

移動支援サービス事業.....	24
-----------------	----

## 地域包括支援課

地域包括支援センター事業.....	25
-------------------	----

## 平成 29 年度 安芸高田市社会福祉協議会事業計画

### 【基本方針】

平成 29 年度は職員勤務実態の再確認を行い、職員個々による**時間管理、業務管理を徹底し、労働法令等を遵守した仕事の進め方**を行います。その上で、組織強化を図るため、組織改編を行い、**部制を導入し、安定した法人運営、経営**を行います。

また、スピード感を持ち仕事を進める内部人材を育て、行政との連携を強化し、補助金等の確保に努め、財政基盤を構築します。事業では、福祉行政の受け皿として、様々な委託事業等へ取り組んでまいります。

さらに、**社会福祉法改正**に伴い、役員・評議員の定数減等、法改正に沿った対応を行う中で、役員会議の定例化等、**経営責任の明確化**を図ります。

地域福祉事業は、**支所業務や役割を見直し、窓口機能を充実させ、住民の安心感を高め**ます。

また、高齢者等への見守りの重要度が増す中で、**小地域のお茶の間づくり事業**として、美土里地域で発足した「くつろぎハウスよこた」の更なる充実や、新規にふれあいセンターこうだ等において事業を展開します。併せて、**地域包括ケア推進事業を、向原町全域で**展開します。その外事業を通し、段階的に切れ目なく対応できる在宅見守り体制を整えます。

介護保険事業を取り巻く環境は急激に変化し、経営面でも影響が及んでいます。その中で、介護支援専門員を中心に、個別支援から**地域支援への展開**として、他課との協働による**出前講座や幅広いケアマネジメントの実践等**を行います。

また、人材育成や雇用の定着化を図るため、介護支援専門員等の**計画的な正職員への登用**を行います。並行して、介護職員の**賃金アップ**や研修体制を見直し、職場環境等の改善に積極的に取り組みます。

地域包括支援センターは、新たに、**介護予防・日常生活支援総合事業**の取組みを行います。また、専門職を増員し、**2ユニット体制**とし、相談・訪問の充実を図ります。更に、**認知症対策**の新たな

な試みとして、気軽に集える「カフェ」の設置に取り組みます。

社協会員である地域住民のみなさんの事業への理解と財政的な支援である社費を支えに、「ともに支えあい、心豊かに」をスローガンに、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現のため、〈地域福祉活動の推進〉、〈介護福祉サービスの充実〉、〈福祉の開拓者として〉の3項目を柱に事業の推進を図ります。

平成 29 年度の重点目標は、次のとおりです。

### 1. 重点事業

- 小地域お茶の間づくり事業
- 地域包括ケア推進事業
- 介護保険事業
- 地域包括支援センター受託事業

### 2. 組織改革

- 時間管理、業務管理等、労務管理の徹底と改善
- 組織体制の改編・強化・充実
- 役員、評議員の責任の明確化

### 3. 人材育成

- 正職員への登用
- 介護職員の賃金処遇改善
- 職員研修計画の策定
- 市との人事交流・促進

## I 【地域福祉活動の推進】

### 地域づくり事業の強化

#### 1 場づくりの強化(集える場の提供)

小地域のお茶の間づくり事業  
ふれあいサロン事業の拡充  
子育て支援事業の推進

#### 2 活動づくりの強化(支え合い活動の推進)

安心生活創造事業の充実  
ほほえみネット事業の充実  
障がい者地域生活アシスタント事業の推進  
配食サービス事業の充実  
ファミリー・サポート・センター事業の推進

#### 3 人づくりの強化(人づくりの推進)

生活・介護サポーター養成事業の充実  
ボランティアセンター運営事業の推進  
安芸高田市被災者生活サポートボラネット

#### 4 つながりづくりの強化(交流の推進)

地域包括ケア推進事業の推進  
相談事業の推進  
権利擁護事業の推進  
広報活動事業の推進

## II 【介護福祉サービスの充実】

### 介護事業の経営の安定(住み慣れた地域での生活維持支援)

#### 1 居宅介護支援事業所

専門性の高い人材確保や支援困難ケースの対応など、より質の高いケアマネジメントを実施し、地域包括ケアの中核的な事業展開を行います。

#### 2 訪問介護事業所(吉田事業所、甲田事業所)

地域の実情に応じた事業所運営を行い、多様な生活支援ニーズを把握しながら、地域包括ケアへの体制づくりに努めます。

#### 3 通所介護事業所

利用者の便宜を図り、よりきめ細かな対応を行います。地域に根差した事業所として、利用者サイドでの利便性を高めてまいります。

#### 4 福祉用具貸与事業所

予防介護の充実により利用者が多くなってくると見込まれるため、職員体制の充実を図り、よりきめ細かな対応が整えられる環境を整備します。他の事業所との連携をとり質の高いサービスの提供を行います。

#### 5 安芸高田市地域包括支援センター

専門職員による、関係機関、地域住民との連携により、迅速で的確な対応を行います。



### Ⅲ【福祉の開拓者として】

#### 社協組織と財政基盤の確立

##### 1 組織運営の強化

- 中期経営計画の履行
- 経営組織のガバナンスの強化
- 関係団体との連携

##### 2 事務組織の強化

- 組織改編・部制の新設
- 職員数と業務量の適正化
- 支所機能の強化
- 人材育成・市との人事交流
- 人事考課制度の運用
- 社用車の効率的運用

##### 3 財源確保

- 会員の拡充
- 寄附金控除等の PR
- 共同募金配分のあり方、活用
- 事業提案による安定化
- 市補助金の確保

##### 4 法令遵守等体制の整備

- 時間管理、業務管理の徹底等、労働基準法の遵守
- 安全運転の徹底等、道路交通法の遵守
- 施設利用者の安全の確保

(事業計画)

【総務課】

○法人運営事業

区 分		内 容	実 施 時 期
会 議 関 係		理 事 会：4回(計画・報告・予算・補正・決算他)	5月、8月、11月、2月
		監 事 会：2回(決算等中間監査含む)	5月、11月
		評議員会：2回(予算・決算)	5月、3月
部 会 関 係	総務部会	事業計画・企画、予算・決算等	必要に応じ実施
	介護保険事業関係部会	運営・状況検討・評価・改善等	必要に応じ実施
広報委員会		広報委員会：4回 安芸高田市社協だより発行 年4回	4月、7月、9月、12月
【新規】 正副会長会議		社会福祉協議会の方針、課題調整について	毎月20日
正副会長・ 部会長会議		社会福祉協議会の事業計画について 年6回(予定)	4月、6月、8月、10月、12月、2月
【新規】 理事全員協議会		社会福祉協議会の事業執行状況について 年4回(予定)	6月、9月、12月、3月
生活福祉資金 貸付審査会		生活福祉資金貸付審査等	必要に応じ実施
社会福祉事業 調整協議会		市行政と補助事業・委託事業について連絡調整	年3回
役職員関係		①理事・監事・評議員研修 ②幹部会議(時間管理・業務管理報告等) 会長・部長会議 毎月第1、3水曜日 課長会議 毎月第2、4水曜日 中堅職員会議 毎月第3水曜日 ③職員研修 職員研修計画を策定し、計画的に人材育成を行い、職員のスキルアップ、サー	①年1～2回 ②年間随時  ③年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
	ビスの質の向上を図る。 また、顧問会計士、弁護士や社会保険 労務士の専門家による研修を行い、会計 事務処理能力の向上や時間管理・業務管 理の徹底を図る。	
会費関係	① 戸別会費 (500 円) : 福祉委員を通じ 協力依頼 ② 賛助会費 (1,000 円) 団体会費 (3,000 円) : 役職員による訪問依頼や文書の 発送	4/1~3/31

### ○センター受託管理運営事業

区 分	内 容	実 施 時 期
保健センター	①会議室、健康増進室等の貸出受付 ②センターの管理・運営	年間随時
吉田老人福祉 センター	①大広間、会議室の貸出受付 ②センターの管理・運営	年間随時
ふれあいセンタ ーいきいきの里	① 広間、会議室、調理室等施設の貸出 受付 ②センターの管理・運営	年間随時
ふれあいセンタ ーこうだ	①会議室、調理室等施設の貸出受付 ②センターの管理・運営	年間随時

### ○安芸高田市共同募金委員会事務事業

区 分	内 容	実 施 時 期
一般配 分金事 業	社会福祉 協議会事業 ① ふれあいサロン事業 ② 成年後見事業 ③ 配食サービス事業 ④ 小地域お茶の間づくり事業 ⑤ その他地域福祉事業	年間事業
	地域助成 配 分 ①広く住民団体等への公募を行い、審 査委員会により申請内容の審議、審 査を行う。 継続事業に対する助成回数を、1回と し、初回の助成を受けた年度から4	5/1~3/31

区 分	内 容	実 施 時 期
	年以内において助成できるよう要件を拡充し、広く助成を行う。	
募金運動	① 戸別募金：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※500 円/戸 ② 法人募金：法人へ協力依頼 ※ダイレクトメール ③ 職域募金：市役所、企業等職員への協力依頼 ④ 街頭募金：街頭での協力依頼 ⑤ イベント募金：市内行事での協力依頼 ⑥ その他の募金：募金箱設置等	10/1～3/31

○日本赤十字社広島県支部安芸高田市地区事務事業

区 分	内 容	実 施 時 期
日本赤十字社 広島県支部 安芸高田市地区 事務事業	① 戸別社費：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※ 500 円/戸 ② 法人社費：法人へ県支部から協力依頼 ※ダイレクトメール ③ 救急法、幼児安全法、健康生活支援講習等の受付 ④ 災害、火災等被災世帯への支援 ⑤ その他、災害等の募金箱設置	① ②：5/1～3/31 ③④⑤：年間随時

【地域福祉課】

○地域福祉事業

区 分	内 容	実 施 時 期
ボランティア活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ボランティア事業の基本方針の策定</li> <li>② ボランティアセンター運営委員会の開催</li> <li>③ ボランティアに関する調査・研究</li> <li>④ ボランティア相談・登録・斡旋および紹介</li> <li>⑤ ボランティア養成(講座・体験活動等)</li> <li>⑥ 他機関等との連絡調整</li> <li>⑦ ボランティアの社協事業への協力強化</li> <li>⑧ 災害ボランティアへの対応強化</li> <li>⑨ 被災者生活サポートボラネットの推進</li> <li>⑩ ボランティア連絡協議会との協議</li> </ul>	年間随時
地域包括ケア推進事業(基盤整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 集会所等での推進会議を通じ、地域でのつながりや寄り添い型見守りの仕組みづくりを行う。</li> <li>② お太助フォンによる元気コールの推進</li> <li>③ 相談窓口機能の検討</li> <li>④ 民生委員児童委員との連携強化</li> <li>⑤ 地域の高齢者の現状把握の強化(簡易的な地図の作成)</li> <li>⑥ 実施強化地域 新規地域：向原町全域 追跡事業：美土里町全域 八千代町全域</li> </ul>	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
ふれあいサロン事業	①住民の誰もが気軽に寄り合い、健康づくり、孤立予防や見守り等を行う。 ②サロン代表者との連絡調整 ③サロンに関する調査、研究および情報提供 ④サロン開設に関する相談、登録 ⑤サロン団体への助成および助成金の見直し	年間随時
<b>【新規】</b> 小地域のお茶の間づくり事業	①地域の高齢者や軽度の認知症の方の 日中の居場所の提供。孤立予防や個別の悩み事相談も受ける。 ②運営代表者・運営者会議との協議 ③運営方法・内容への助言 ④地域包括支援センター等の関係機関との連携 ⑤新規立ち上げ支援 ⑥助成金による運営支援 ⑦実施予定地域 新規：甲田町（ふれあいセンターこうだ）・未定1地区 継続：美土里町（くつろぎハウスよこた）	年間随時
日常生活応援サービス事業 ほほえみネット	①ほほえみさん（協力員）による、日常生活応援サービス ②利用料：300円/時間（2時間以内） ③ほほえみさん活動費：600円/時間 ④研修会の開催 ⑤介護保険事業所等と連携	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
ファミリー・サポート・センター事業	① 提供会員による育児支援応援サービス ② 日中預り利用料：300 円/時間(4 時間以内) ③ 日中預り提供会員活動費：600 円/時間 ④ 病後児預り利用料：500 円/時間(4 時間以内) 病後児預り提供会員活動費：1,000 円/時間 ⑤ 宿泊預り利用料：4,000 円/泊 宿泊預り提供会員活動費：8,000 円/泊 ⑥ 小学校・保育所・児童館等と連携 ⑦ 相互支援に必要な講習会および交流会の実施	年間随時
子育て支援センター一時預り・病後児預り事業	①施設(吉田老人福祉センター内)での一時預りサービス 利用料：300 円/時間 定 員：10 名(病後児預りを含む) ②施設での病後児預りサービス 利用料：500 円/時間 定 員：3 名	年間随時
安心生活創造事業	①登録訪問員による高齢者、障がい者方等の定期的な訪問、見守り、声かけサービス ②対象者実態把握調査 ③民生委員児童委員との連絡会議開催 ④新規登録訪問員説明会開催 ⑤ 登録訪問員支援調整会議開催 ⑥お太助協力店の設置および活用 ⑦登録訪問員お太助ポイントの付与 ⑧民生委員児童委員、商工会等と連携	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
障がい者地域生活 アシスタント事業	①生活協力員による生活援助、見守りサービス ②生活協力員の登録および派遣 利用料：300 円/時間 ただし、生活保護・市民税非課税世帯無料 ③生活協力員：600 円/時間 ④関係機関・団体等との連携	年間随時
福祉サービス 利用援助事業 「かけはし」	①生活支援員による福祉サービス利用の 手続き、日常的金銭管理の支援サービス 利用料：1,500 円/2 時間程度 ②書類等の預かり 利用料：1,500 円/1 ヶ月 ③生活支援員の登録 ④生活支援員研修会参加、開催 ⑤普及および広報啓発 ⑥県社協、民生委員児童委員等と連携	年間随時
成年後見事業	①成年後見制度における後見・保佐・補 助類型の受任 ②被後見人等の財産管理、身上監護等 ③成年後見制度の専門相談会・研修会開 催 ④成年後見事業契約締結審査会 ⑤行政機関、地域包括支援センター、県 社協等と連携	年間随時



区 分	内 容	実 施 時 期
配食サービス事業 (八)(高)(甲)	<p>①高齢者向けに配慮され、衛生的に調理された食事を配食協力員により自宅へ配達し、安否確認も行うサービス</p> <p>②対象地域：八千代・高宮・甲田</p> <p>③対象者：市の認定による概ね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯等</p> <p>④利用料：500円/食</p> <p>⑤配食協力員活動費：200円/食</p>	火・金・夕食(八) 木・夕食(高) 木・夕食(甲)
家族介護者リフレッシュ事業	<p>①家族介護者の心身リフレッシュ、精神的負担の軽減を図る研修会の開催</p> <p>②対象者：要介護2以上の要介護者等を在宅で介護している家族等</p> <p>③参加者負担：有り</p>	年1回
地域保健福祉事業 (吉)	<p>①高齢者が地域での触れ合いを通じ、閉じこもりの防止等を図る</p> <p>②対象者：65歳以上の高齢者で、市が認定</p> <p>③利用者負担：有り</p>	月1回
【新規】 福祉・介護の出前講座	<p>①既存の会合等からの招聘により、福祉や介護に関する出前講座を開催。</p> <p>②役に立つ講座のメニューを作成し、主催者の希望により実施。</p> <p>③参加者の状況により内容を調整</p> <p>④講師は市社協職員等</p> <p>⑤講師料：原則無料（実費分は請求）</p> <p>⑥社協職員のスキル向上</p>	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
生活福祉資金・ つなぎ資金貸付 事業	①低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長促進並びに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として実施 ②県社協受託事業 ③県社協申請書の進達 ④民生委員児童委員等との連携	年間随時
高額療養費・出産費 貸付事業	①国民健康保険加入者対象 ②対象費用の8割を貸付	年間随時

## 【介護福祉1課】

### ○介護福祉事業

区 分	内 容	実 施 時 期
介護保険対象外 福祉用具貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険、介護予防対象外の方への福祉用具の貸出</li> <li>②貸出期間：原則6ヶ月以内</li> <li>③貸出用具：車椅子・特殊寝台</li> <li>④利用者負担：消毒料金</li> </ul>	年間随時
育児支援家庭訪問 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①産褥期母子に対する育児指導</li> <li>②訪問介護員等による簡単な家事援助等実施</li> <li>③対象者：市が認定</li> <li>④利用者負担：無料</li> </ul>	年間随時
訪問介護自費サ ービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①訪問介護事業の対象にならないサービスの提供</li> <li>②自費サービス内容： 生活援助、身体介護（付添い程度）</li> <li>③対象者：介護保険サービス利用している者および利用していない者等</li> <li>④利用者負担：有料 1時間未満1,600円～2,000円 (30分毎に増額)</li> </ul>	年間随時

## ○介護保険事業

区 分	内 容	実 施 時 期
<p>訪問介護事業 (吉田)</p>	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護（身体介護・生活援助）サービスの提供を行う。</p> <p><b>経営の安定</b></p> <p>①法令遵守および業務管理 ②効率のよいシフト管理 ③特定事業所加算Ⅱの算定体制の継続 ④<u>喀痰吸引等事業者登録の取組</u></p> <p><b>人材の育成と研修</b></p> <p>①<u>キャリア段位資格取得の取組</u>と人事考課の連動（個別研修計画とチャレンジ目標の策定）および評価 ②社協全体研修会やキャリアパス研修等の内・外部研修の受講支援 ③<u>たん吸引等の基本研修および実地研修の受講支援</u></p> <p><b>事業の充実・強化</b></p> <p>①処遇改善加算Ⅰ算定による処遇改善（<u>等級アップと賃金改善</u>） ②訪問介護員の人員確保 ③情報交換を目的としたミーティングの開催（毎日） ④事業所会議（月1回）</p> <p><b>他団体との連携</b></p> <p>①医療・介護連携 ・<u>医師会訪問看護ステーション看護師による医療的ケア時の教育・指導</u> ②介護支援専門員や障害者支援相談員との連携 ・障害者自立支援協議会 地域生活</p>	<p>年間随時</p>

区 分	内 容	実 施 時 期
	支援部会への出席 ③地域包括支援センターとの連携 ・地域ケア会議への出席	
居宅介護支援事業	<p>居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援サービスの提供を行う。</p> <p><b>経営の安定</b></p> <p>① 法令遵守および業務管理</p> <p>② 特定事業所加算Ⅱの算定体制の継続（<u>実習生の受入</u>）</p> <p>③ 介護予防支援業務の受託</p> <p>④ 要介護認定調査の受託</p> <p><b>人材の育成と研修</b></p> <p>① 計画的な研修と人事考課の連動（個別研修計画とチャレンジ目標の策定）および評価</p> <p>② 居宅連絡協議会、ケアマネ連絡協議会、その他外部研修の受講支援</p> <p>③ <u>介護支援専門員の資格更新支援</u></p> <p><b>事業の充実・強化</b></p> <p>① 利用者情報や留意事項の会議の開催（概ね週1回）</p> <p>② 24時間連絡体制の確保</p> <p>③ スーパーバイザーとしての実践技術向上を目的とした事例検討会の開催（月1回）</p> <p><b>他団体との連携</b></p> <p>① 行政機関（高齢者福祉課）との連携</p> <p>② 地域包括支援センターとの連携 ・地域ケア会議への積極的参加</p> <p>③ 医療機関との連携 ・入院、退院時等の支援 ・<u>専門職とコラボした地域活動</u></p> <p>④ 障害者総合支援担当者との連携 ・介護保険サービスへの移行支援</p>	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
	⑤ 地域住民との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>他課と協働した出前講座活動</u></li> <li>・ 在宅看取りや認知症の理解の啓発</li> <li>・ <u>キャラバン・メイト活動(地域貢献)</u></li> </ul>	
福祉用具貸与事業	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具貸与サービスの提供を行う。</p> <p><b>経営の安定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業実施地域への営業活動</li> <li>② リース商品のメンテナンス業務の徹底</li> </ul> <p><b>人材の育成と研修</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 内・外部研修の受講支援と人事考課との連動および評価</li> <li>② <u>資格取得挑戦者(介護支援専門員)への事前対策受講の支援</u></li> </ul> <p><b>事業の充実・強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>福祉用具商品に関わる新情報等の情報提供および周知(出前講座)</u></li> <li>② 利用者情報や留意事項、伝達等の会議の開催(概ね月1回)</li> <li>③ 緊急的な商品引き上げ等の対応と体制の確保</li> </ul> <p><b>他団体との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 居宅介護支援事業所との連携</li> <li>② 地域包括支援センターとの連携</li> <li>③ 北広島町社会福祉協議会との連携</li> </ul>	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
福祉用具販売事業	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具販売サービスの提供を行う。</p> <p><b>経営の安定</b></p> <p>① 販売商品の的確なアドバイスと提供</p> <p><b>人材の育成と研修</b></p> <p>① 内部研修や外部研修への参加 ② 多職種連携研修等の参加</p> <p><b>事業の充実・強化</b></p> <p>①福祉用具商品に関わる新情報等の情報提供および周知</p> <p><b>他団体との連携</b></p> <p>① 居宅介護支援事業所との連携 ② 地域包括支援センターとの連携</p>	年間随時

### ○障害者自立支援事業

区 分	内 容	実 施 時 期
障害者自立支援事業（吉田）	<p>居宅において障がい者または障がい児に対し、適切な障がい福祉サービスを提供を行う。</p> <p><b>経営の安定</b></p> <p>①法令遵守および業務管理</p> <p><b>人材の育成と研修</b></p> <p>①内部・外部研修への積極的参加</p> <p><b>事業の充実・強化</b></p> <p>① 処遇改善加算 I 算定による処遇改善 ② 利用者情報やサービス提供時のミーティングの開催 ③ 清風会外部受託サービスの開始</p>	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
	<b>他団体との連携</b> ① 行政機関（社会福祉課）等との連携 ② 障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携	

### ○移動支援サービス事業

区 分	内 容	実 施 時 期
移動支援サービス事業（吉田）	屋外での移動が困難な障がい者または障がい児に対し、外出における移動の介助、その援助にわたる適切な障がい福祉サービスを提供を行う。 <b>経営の安定</b> ① 法令遵守および業務管理 <b>人材の育成と研修</b> ① 内部・外部研修への積極的参加 <b>他団体との連携</b> ① 行政機関（社会福祉課）等との連携 ② 障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携	年間随時



## 【介護福祉 2 課】

### ○生活支援事業

区 分	内 容	実 施 時 期
一般介護予防事業 (げんき教室)	<p>65 歳以上で要介護認定を受けていない第一号被保険者に対し、加齢による心身の衰えを予防することで、高齢者が地域で自立した生活を営むように支援する。</p> <p><b>教室の運営</b>            吉 田 4 会場            八千代 1 会場            甲 田 5 会場</p> <p><b>運営内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護予防を目的とした集団プログラムの作成、運動指導、事業報告（毎月・年間）、活動費支払等</li> <li>② 専属職員を配置し、1 会場週 1 回開催（1 回 2 時間程度）</li> <li>③ 登録運転手を配置し、会場への外出困難者に対して送迎介助</li> <li>④ <u>登録支援員の業務内容の見直し</u></li> <li>⑤ <u>外部講師による出前講座の開催</u></li> </ol>	各会場月 4 回

### ○介護保険事業

区 分	内 容	実 施 時 期
訪問介護事業 (甲田)	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護（身体介護・生活援助）サービスの提供を行う。</p> <p><b>経営の安定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>新規利用者受入の強化</u></li> <li>② 法令遵守および業務管理</li> <li>③ 効率のよいシフト管理</li> <li>④ 特定事業所加算Ⅱの算定体制の継続</li> </ol>	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
<p>訪問介護事業 (甲田)</p>	<p><b>人材の育成と研修</b></p> <p>① 計画的な研修と人事考課の連動 (個別研修計画とチャレンジ目標の策定) および評価</p> <p>② 社協全体研修やキャリアパス研修等の内・外部研修の受講支援</p> <p><b>事業の充実・強化</b></p> <p>① 処遇改善加算 I 算定による処遇改善 (賃金改善)</p> <p>② <u>訪問介護員の人員稼働の強化</u></p> <p>③ 情報交換を目的としたミーティングの開催 (毎日)</p> <p>④ 事業所会議 (月 1 回)</p> <p><b>他団体との連携</b></p> <p>① 医療・介護連携 医師会訪問看護ステーションとの合同研修会への参加 (月 1 回)</p> <p>② 介護支援専門員や障害者支援相談員との連携</p> <p>③ 地域包括支援センターとの連携</p>	<p>年間随時</p>
<p>通所介護事業</p>	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスの提供を行う。</p> <p><b>経営の安定</b></p> <p>① <u>平日の利用者数の 25 名確保</u></p> <p>② <u>日曜日の利用者数の 15 名の確保</u></p> <p>③ 地域への広報活動 (毎月)</p> <p>④ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員との連携 (毎月)</p> <p>⑤ <u>個別機能訓練加算の算定強化</u></p> <p>⑥ <u>心身機能訓練および生活行為機能訓練の強化 (ジョイサウンドの活用)</u></p>	<p>年間随時</p>

区 分	内 容	実 施 時 期
通所介護事業	<p><b>人材の育成と研修</b></p> <p>① 内部研修や外部研修への参加</p> <p>② 多職種連携研修等の参加</p> <p>③ <u>資格取得挑戦者（介護支援専門員）への事前対策受講の支援</u></p> <p><b>事業所等の充実・強化</b></p> <p>① 処遇改善加算 I 算定による処遇改善 <u>（賃金改善）</u></p> <p>② ミーティングの開催（毎日）</p> <p>③ 業務課題、改善等の会議の開催（月 1 回）</p> <p>④ <u>定期在宅訪問による利用者や家族との情報共有および相談支援</u></p> <p>⑤ <u>ボランティア協力員の受入の強化（支所との連携）</u></p> <p>⑥ <u>登録介護員の採用</u></p> <p>⑦ 登録運転手による送迎</p> <p><b>他団体との連携</b></p> <p>① 居宅介護支援事業所との連携</p> <p>② 地域包括支援センターとの連携 地域ケア会議への参加</p>	年間随時

### ○障害者自立支援事業

区 分	内 容	実 施 時 期
障害者自立支援業 （甲田）	<p>居宅において障がい者または障がい児に対し、適切な障がい福祉サービスを提供する。</p> <p><b>経営の安定</b></p> <p>① 法令遵守および業務管理</p> <p><b>人材の育成と研修</b></p> <p>① 内部・外部研修への積極的参加</p> <p><b>事業の充実・強化</b></p> <p>① 処遇改善加算 I 算定による処遇改善</p> <p>② ミーティングの開催</p>	年間随時

区 分	内 容	実 施 時 期
障害者自立支援業 (甲田)	<b>他団体との連携</b> ① 行政機関（社会福祉課）等との連携 ② 障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携	年間随時

### ○移動支援サービス事業

区 分	内 容	実 施 時 期
移動支援サービス 事業（甲田）	屋外での移動が困難な障がい者または障がい児に対し、外出における移動の介助、その援助にわたる適切な障がい福祉サービスを提供を行う。 <b>経営の安定</b> ① 法令遵守および業務管理 <b>人材の育成と研修</b> ① 内部・外部研修への積極的参加 <b>他団体との連携</b> ① 行政機関（社会福祉課）等との連携 ② 障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害者支援相談員との連携	年間随時

【地域包括支援課】

○地域包括支援センター事業

区 分	内 容	実 施 時 期
<p>地域包括支援センター事業</p>	<p>地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。</p> <p><b>1 総合相談支援事業の充実</b>            専門的な相談支援、関係機関等との連携により、早期解決につなげる。社協支所へ専門職員による出張相談窓口を設置（各支所・月1回）し、相談機能の拡充を図る。</p> <p><b>2 権利擁護事業の充実</b>            虐待および困難ケースへの対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用、成年後見制度の活用促進等を通し、権利擁護に取り組む。</p> <p><b>3 包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実</b>            主任介護支援専門員と連携し、地域の介護支援専門員に対する支援等を行う。また、地域ケア会議を通し、多職種等相互の協働による体制構築を行う。</p> <p><b>4 介護予防ケアマネジメント事業の充実</b>            新たに始まる、介護予防・日常生活支援総合事業へスムーズな移行ができるよう、行政、関係機関と連携を図り、支援を行う。また、認知症の方等の支援とし、集いの場「カフェ」の設置に取り組む。</p>	<p>年間随時</p>

区 分	内 容	実 施 時 期
<p>地域包括支援 センター事業</p>	<p><b>5 指定介護予防支援事業所の充実</b>            要支援1、要支援2の認定を受けた高齢者のケアプランを作成し、生活支援を行う。また、新たに、要支援認定者で訪問介護・通所介護のみを利用する方や、生活機能低下の見られる方を対象に、介護予防ケアマネジメントを行う。また、業務の一部を委託し、円滑な運営に取り組む。</p>	<p>年間随時</p>